

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会役員選任規程

平成29年4月1日

規程第117号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条第1項に規定する役員の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格要件)

第2条 理事のうちには、次の各号に掲げるものが含まれていなければならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (2) 本会が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- (3) 本会が、社会福祉法に規定する第1種社会福祉事業に該当する施設を経営する場合においては当該施設の管理者
- (4) 町内において社会福祉事業を営む団体の役員
- (5) 町内においてボランティア活動を行う団体の代表者

(理事の選任要領)

第3条 理事は、前条の規定を踏まえ、次の各号に掲げる区分の内から定款に定める定数の範囲内で、評議員会の決議によって選任するものとする。また、理事の選任に関する評議員会の議案は、理事会の決議によって決定するものとする。

- (1) 住民代表的性格が強い組織団体
- (2) 福祉専門機関団体的性格が強い組織・団体
- (3) 当事者団体的性格が強い組織・団体
- (4) 社会福祉関連組織・団体
- (5) 学識経験者（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）

2 前項各号に掲げる区分における各選出団体は、別表1のとおりとする。

(監事の資格要件)

第4条 監事のうちには、次の各号に掲げるものが含まれていなければならない。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

(監事の選任要領)

第5条 監事は、前条に規定する者から、評議員会の決議によって選任するものとする。また、監事の選任に関する評議員会の議案は、理事会の決議によって決定するものとする。

(兼職の禁止)

第6条 理事は本会評議員を兼ねることはできない。

2 監事は本会評議員及び職員を兼ねることはできない。

(欠落事由)

第7条 次の各号に掲げる者は、役員となることができないこととする。

(1) 法人

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑を受けることがなくなるまでの者

(4) 前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(6) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(欠員に伴う補充選任)

第8条 役員が辞任、解任等に理由により、定款で定めた員数が欠けた場合は、遅滞なく定款で定める役員の選任方法に従い、新たな役員の選任を行わなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

理事区分表

	分野	選出団体
1	住民代表的性格が強い組織団体	①区長会
2	福祉専門機関団体的性格が強い組織・団体	①行政関係 ②民生委員・児童委員協議会 ③ボランティア連絡会 ④福祉施設連絡協議会
3	当事者団体的性格が強い組織・団体	①障がい者等当事者団体 ②老人クラブ連合会
4	社会福祉関連組織・団体	①校長会 ②商工会
5	学識経験者（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）	